



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL IN JAPAN
THE EUROPEAN (EU) CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN

対日直接投資の促進

「対日投資有識者会議」
内閣府

2014年2月27日

ダニー・リスバーク

欧州ビジネス協会会長

株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン代表取締役社長

日本に投資すべき説得力ある理由

- 大規模かつコンパクトな市場
- 規律がある
- 熟練した勤勉な人材のプール
- アジアへの玄関口
- 世界の品質リーダー
- 大規模かつ持続的な利益の潜在的可能性
- 相当の未開発の機会
- 忠誠心の高い顧客
- グローバル／ハイテク・パートナーの供給源
- 研究開発の調達先
- 中小企業にとって素晴らしい潜在的可能性

主要な問題に関する提案

□ 合併買収環境の改善による対日直接投資の拡大

日本でこれまで事業を行っていない外国企業から株式を受け取る株主に関するキャピタルゲイン税の課税繰延を認めるよう、現行の規則を速やかに改正すべき。

日本のコーポレート・ガバナンスは往々、グローバル・スタンダードに後れを取っている。明快さと説明責任の欠如は、潜在的投資家の投資意欲をそぐ。

主要な問題に関する提案

□ 競争的インセンティブ制度および外国企業のための優遇税制の導入

- シンガポールの法人税率は17%、香港は16%、韓国は24.2%、台湾は17%。これに対し、日本の法人税率は35.6%で、つい最近まで実に40%だった。
- シンガポール、香港、韓国、台湾では、欠損金繰越期間は無期限。ドイツ、英国、フランス、イタリアでも無期限であり、米国は20年、カナダは30年。日本の欠損金繰越期間は競争力と魅力がきわめて乏しい9年。

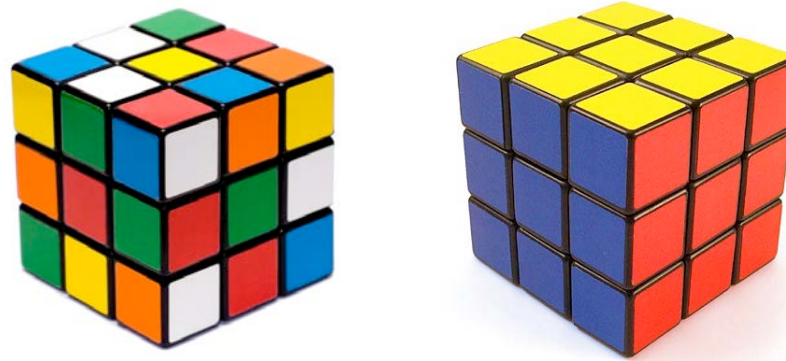
主要な問題に関する提案

□ 規制改革の早急な実現

(EBC白書を参照のこと)

規制改革こそ、外国企業が日本市場参入を目指す最高のきっかけになる。

困難であるとはいえ、不可能ではない。



貿易協定

□主要な貿易協定の早急な締結

日本は、交渉相手との合意に到達するために必要なあらゆる措置をできるだけ早急にとるべき。

- EU-日本自由貿易協定(FTA)
公的調達と非関税障壁に関するEUの要件に速やかに対応する。
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)

实际的提案

□日本がより「外向き」になるのを助ける措置

専門技能に加えて国際的なものの見方や英語力を備えた潜在的社員のプールを拡大する。

- 企業幹部が海外に留学するための助成プログラム
- 企業幹部の国際インターンシップ／交換プログラム

实际的提案

□投資家を支援する措置

ジェットロのような機関は、次の目的で、十分に長い一定期間、外国企業専任で働く専門職員を割り当てることにより、なお一層集中的な個別化サービスを投資家に提供することができる。

- 法的規制に関する詳細な情報の提供。アジア地域レベルと国内レベルの両方で得られる財務利益の特定。
- 手続を迅速化し、関連の政府部局にわたりをつけるための支援提供。社員と家族の転勤面の支援。
- 新規資本や新規市場を必要としている日本の国内企業（特に中小企業）への海外の投資家のアプローチの促進。
- 日本の地方銀行からの資金調達の支援。

实际的提案

□ 既存のインセンティブ制度の拡大

- 2012年11月に可決成立した「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」(「アジア拠点化推進法」)は、研究開発のための新規設備や日本のアジア拠点化のために投資する企業に対する助成を定めている。これは、対日直接投資促進に向け次の措置を通じて大幅に改善しうる。
 1. 重要なグリーンフィールド投資を奨励するために、こうした助成金の対象を、アジア拠点化と研究開発施設に限らず、日本に初めてオフィスや施設を設置する企業にまで拡大する。
 2. 申請提出のためのもっと長い準備期間を認める。

ご清聴ありがとうございました